

交通事故統計データの概要

1 交通事故統計の対象

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車（以下「車両等」という。）及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

2 車両の定義

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

3 人の死傷

交通事故による人の死亡及び負傷程度の判断は、医師の診断又は検案等に基づくものとする。

(1) 死亡

交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合をいう。

(2) 負傷

交通事故によって負傷し、治療を要する場合をいう。

4 人の死傷がないものとして取り扱う者

次に掲げる者は、交通事故における死傷がないものとして取り扱う。

(1) 明らかに自殺（傷）と認められる者であって、自ら自殺（傷）へ能動的な行動を起こした者。

(2) 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条及び第3条に当たる行為並びに過失による行為を除く。）により死傷させられた者。

(3) 車両等の交通によらずに建物、陸橋等から転落し、これによって車両等に衝突し、接触し、又は轢過されて死傷した者。

(4) 車両等の交通によらない上空、建物等からの落下物（人を含む。）の直撃によって死傷した車両等及び列車の運転者、同乗者。

(5) 崖崩れ、道路の陥没、流失等に直接巻き込まれて死傷した車両等の運転者、同乗者。

(6) その他上記以外で、高波等の災害に直接巻き込まれて死傷した車両等の運転者、同乗者。

※ 上記(1)～(6)のいずれの場合においても、交通事故に関与した者が交通事故を避ける時間的余裕のある場合はこの限りでない。

5 ファイルの種類

(1) 本票

ア 交通事故1件につき、1レコード記録する。

イ 記録事項は、交通事故の内容に関する事項及び交通事故に関与した者（当事者A、当事者B）に関する事項である。

(2) 補充票

ア 本票以外の交通事故に関与した者1人について、1レコード記録する。

イ 記録事項は、本票に記録されない交通事故に関与した者のうち、死亡若しくは負

傷した者又は車両等の運転者で死傷がなく死亡事故に関与した者に関する事項である。

(3) 高速票

ア 高速自動車国道及び道路交通法施行令第42条1項により指定される自動車専用道路における交通事故1件について、1レコード記録する。

イ 記録事項は、交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項である。

6 レイアウト

ファイル定義書のとおり。

7 コード表

各種コード表のとおり。